

○企業支援

1. 新型コロナウイルス感染症対策

1-1 落ち込んだ需要を回復させるための支援について

【回答】

工事などの事業の実施にあたっては、できる限り早期の発注を実施するなど、発注時期の前倒しを検討していきたいと考えております。また、地元業者で実施できる事業については、地元業者を優先した発注をすでに実施しております。

1-2 収束後の新たなスタイルによる販売促進、誘客宣伝の支援について

【回答】

中小企業・小規模事業者は、地域経済において重要な役割を果たしており、本町の基幹産業である観光業の礎であることから、その支援を講じることは大変重要なことと認識しております。2度目となる緊急事態宣言が発令され、依然としてコロナ収束の見通しが立たない中にあることは、収束後の復興以上に、事業者の経営継続に対する支援がより重要であると考えています。

そこで、この考えの下、町では補正予算（1月臨時議会）において、1）事業継続の支援を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者・個人事業主に対し、引き続き事業を継続していただけるよう、町内で営業する1店舗につき20万円を補助（中小企業等事業継続支援交付金）する制度 2）間接的に従業員の雇用継続を図るため、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金を活用することで従業員の雇用を維持することに取り組む町内事業者に対し、1事業者あたり20万円を補助（中小企業等雇用維持交付金）する制度 という町独自の制度をあらたに設け（予算総額3億2000万円）、事業者の経営継続の支援に取り組んでいるところです。

商店街等が行う販促活動等に対する支援措置は国においてもG・T・商店街などがありますので、町としてはこういった国県による関連施策を補いながら、事業者を守るために必要な支援策について、今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

2. 持続可能な中小企業のため支援施策について

2-1 小田原箱根商工会議所への安定的・継続的な予算措置

2-2 マル経融資の利子補給制度の創設

2-3 事業承継マッチング事業への支援

【回答】

中小企業・小規模事業者は、地域に根ざした事業活動を行い、多くの雇用機会を提

供するなど、地域経済において重要な役割を果たしており、本町の基幹産業である観光業の礎であることから、その支援を講じることは大変重要なことと考えます。事業活動の継続に資するため、また事業者の抱える課題、特に事業承継問題については喫緊の課題と認識しているところであり、改正小規模支援法により、行政の担う役割も重要視されています。

このため、マル経融資制度の利子補給のみならず、小規模事業者等が必要としている制度創設等につきまして、事業者のご意見も踏まえつつ貴会も含めた関係団体とも調査・研究をしていきたいと考えており、また、新たな支援策等につきまして機会を捉え国や県に対しまして、必要な要望も行いたいと考えています。

このような中であって、町の取り組みとしては、独自の特別な融資（信用保証料・利子補給補助含む）や事業者の経営や事業継承等についての専門アドバイザーの無料派遣、経営等に関する無料お困りごと相談会などを実施して事業者の支援を図っております。また、これらに加えて、従業員の雇用を維持することに取り組む事業者に対する補助制度を新たに設け間接的に従業員の雇用の維持継続を図っているところです。喫緊の課題となる事業承継に係る問題も含め、関係団体等とともに必要な検討を行いながら、今後も様々な取組みを通じて事業者支援につなげてまいりたいと考えています。

なお、町内中小・小規模事業者への支援策の一つである信用保証料補助については、事業者からのご意見等を踏まえつつ実情に沿った見直しを行い、令和3年度予算において補助上限額を従前の5万円から10万円に拡充することとしております。

3. 公共工事に係る地元業者受注機会の確保について

【回答】

地元業者で施工が可能なものについては、地元業者に優先的に発注するよう取り組んでいますので、今後とも継続して配慮してまいりたいと考えています。

4. 法人町民税均等割りの減免について

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、既に令和2年度において徴収猶予を実施しており、基幹税目である法人町民税均等割はその性質上、減免は難しいと考えております。なお、令和3年度は事業用家屋及び償却資産の固定資産税の減免を実施し、町内企業の厳しい経営環境に対応します。

○気候変動

5. 気候変動対応での連携について

【回答】

気候変動の影響は、日常生活においても顕在化しており、一昨年令和元年台風19号では、本町においても未曾有の大雨と大規模な土砂災害に見舞われたところであり

ます。

このような極端な気象災害の大きな要因と考えられる気候変動への対応は、安心・安全な生活環境や持続可能な社会をつくる上で極めて重要な事項であり、今まで以上に喫緊の課題となっています。

こうした中、本町では、平成23年度に地球規模での環境問題に対し、低炭素社会づくりへの貢献を行うこととした「環境観光都市宣言」を制定したほか、平成29年度には「箱根町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、EVの普及促進、パーク&サイクル、観光街路灯や町道照明等のLED化、更には、町内事業者の協力得て実施する箱根ノーマイカー通勤ウィークス等を通じ、主たる温室効果ガスであるCO₂の排出削減に努めてきたものであります。

また、現在、箱根町第3次環境基本計画の策定に着手しており、貴所からも気候変動タスクフォースのメンバーにご参画をいただきながら、本町における様々な環境保全策を検討しているところであり、気候変動への対応にも寄与する実効性のある計画作りに努めております。

なお、補助金等の支援については、小田原・箱根気候変動ワンチーム構成団体と連携し、どのような支援ができるのかを含め、必要に応じて検討してまいります。

○観光振興

6. 観光振興に対する支援

6-1 新たな時代の観光ビジョンの策定について

【回答】

町では行政・DMO・商工会議所や観光関連事業者を構成員とする「HOT21観光プラン推進委員会」において議論を重ね、令和2年3月に新たな観光戦略の柱となる「HOT21観光プラン実施計画」を作成・公表し、これに沿った施策展開を図っているところです。このような柱となる観光計画は、短期的ではなく中長期的な視点が重要であり、箱根観光の道標として、中長期的な指針となる本計画は、正にこういった不測の事態への対応などの考えも踏まえておりますので即座に、あらためて計画を策定するといった考えはありません。

しかしながら、コロナ禍だけにとらわれずにアフターコロナも見据えつつ、短期的な問題に対しても柔軟に対応することが肝要であると考えておりますので、時代に即した施策についてスピード感をもって取り組み、民間と行政とがそれぞれの役割を果たしながら十分に連携することで相互補完の関係をしっかりと築き、質の高い観光地を目指してまいりたいと考えております。

6-2 屋外観光の魅力充実について

【回答】

平成27年5月の大涌谷の影響に伴い、現在も閉鎖が続いている駒ヶ岳から防ヶ沢コースの現況としては、植物の成長、近年の台風や大雨による洗堀などによってコースが荒廃していたり、案内板の老朽化が進行しております。こういった中であって、こ

のコースは火山ガスの影響も比較的少ないことから、令和3年度に開放することを目標に掲げ、現地調査等の取組を開始しております。加えて今年度は、駒ヶ岳分岐に神山方面へ立入らせないためのゲートを設置する準備を進めているところです。コロナウイルス蔓延の影響により昨年3月からコース補修活動を中止せざるを得ず、整備が思うように進んでおりませんが、今後ボランティア等と協力してコース整備を施していくとともに、開放にむけた必要な手続き等を関係機関の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

また、芦ノ湖の周りは東岸、西岸とも比較的平坦な道となっており、ハイカーのみならず家族連れなども気軽に散策しながら箱根の自然を体験できる人気観光スポットとなっています。町が主催する箱根路森林浴ウォーク（5月）では、今年の大会は「芦ノ湖一周コース」を設定し、コロナ禍において密を回避しながら新緑の箱根を楽しめるよう、関係諸団体や機関等と連携し、試行錯誤、工夫をしながらイベント開催へ向け模索をしているところです。

6-3 箱根湯本駅前公衆トイレのリニューアルについて

【回答】

箱根湯本駅前公衆トイレのリニューアルについてですが、改修のための工事費予算を令和3年度に計上しております。観光地箱根の玄関口においてトイレを利用される方が快適に利用しやすいよう、受入環境の整備として可能な限り速やかに改修を行ってまいります。

○防災関連

7. 町内における防災対策

7-1 災害時の外国語対応について

【回答】

外国人観光客の皆さんの安全を守るために、防災行政無線等による屋外放送の多言語対応を進めていく必要があると町も認識しております。今年度整備が完了したデジタル化防災行政無線では、外国人観光客の方へも防災情報を伝えることができるよう、多くの外国人観光客が訪れる大涌谷と同じように、道路の通行止めや交通機関の運休などの状況を簡潔に伝えられるように日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語で録音した音源を使用し放送できるようになっております。

また、外国人向け災害情報提供アプリについては、現在横浜国立大学と連携し、観光客がアプリをダウンロードし易いようリアルタイムな交通情報を中心とした観光情報の提供に防災情報を載せたアプリを開発中ですので、運用開始後の周知に努めていきたいと考えています。

7-2 防災生活幹線道路の整備について

【回答】

神奈川県営林道(全67路線)は、その利用形態から専ら林業活動に利用される「林業振興型林道」、生活用として市町村道的役割を担う「地域振興型林道」、両方を兼ね備えた「併用型林道」として区分され、それぞれの性格を考慮した管理・整備が行われています。このうち足柄幹線林道(宮城野～久野間)は併用型林道と位置付けられ、林業等従事者のみならず、生活道として多くの町民らが通行しているところですが、一般道路とは異なりカーブがきつく、また、防護施設も十分ではないといった状況であることは承知しております。

しかし、地震等大きな災害が発生した場合、本町は道路が寸断され、周辺市町との連絡が困難になると予測されており、そのような事態において町外とつながる当該路線は重要なライフラインの一部であると認識しているところです。これらのことを踏まえたうえで、主要道路の代替ルートとして活用できるよう舗装等のハード面を強固にすること、また安全を担保した施設となるよう、神奈川県に要望してまいりたいと考えています。

7-3 災害時における退避場所としての行政施設駐車場の提供について

【回答】

バスやトラックが退避できるスペースを有している町管理の駐車場としては、宮ノ下観光駐車場や八丁駐車場などがあり、災害の状況により大型車両が退避しないと道路交通に多大な影響を与える可能性がある際は、駐車場管理主管課と調整の上、開放を検討することも考えています。ご要望の趣旨は十分理解できるものの、災害時に臨時駐車場を必要とする様々なケースや応援部隊への活動拠点としての提供もあり、貴所のご要望に確約できるとは限りません。引き続き検討させていただきます。

7-4 箱根の総合的な雪害対策について

【回答】

雪害対策については、毎年12月1日から翌年3月31日まで関係課により組織される凍・雪害対策本部の設置期間中におきましては、「凍・雪害対策行動計画」に則り対応を図っておりまして、国・県道の道路管理者やバス・鉄道等の関係機関と連絡調整を行いながら情報の収集に努めております。関係機関との調整は、台風などによる交通障害時にも行っているものであり、その対応は概ね確立されているものと考えています。

降雪時には、住民・観光客、事業者等に対しまして公共交通機関の運行状況や道路の通行に関する迅速な情報の提供に努めているところでありまして、交通障害が発生した場合におきましては、事業者と連携しながら駅周辺等の公共施設を一時滞在施設として開放し、受け入れを行っているものです。

また、町を通る主要幹線道路を管理する国や県ではホームページやチラシ等により冬用タイヤの装着や滑り止めの携行を呼びかけて、雪道に対する意識の向上や注意喚起を図るため、町としましても同様に広報媒体を活用した注意喚起など、道路利用者に対して積極的な周知に努めているところです。

いずれにしても、雪への対策は、自然が相手であることを念頭に置きながら、今後も関係機関と連携を取り、円滑な交通環境の確保が図れるよう対応してまいります。

○まちづくり

8. 箱根湯本滝通り及び旧道（県道湯本・元箱根線）道幅拡張について

【回答】

箱根湯本滝通り（町道湯2号線）においては、狭小幅員箇所が多いことから歩行者の安全確保ため拡幅整備を検討しております。また、当該路線は、限られた道路空間における通行条件を良くするため、車両乗り入れが可能な歩道再整備を平成21年に実施し、道路空間の安全確保に努めているものです。

昨年度は、本路線における狭あい区間であります旧KKR緑風荘跡地を購入し、本年度、隣接する開運橋架け替えに伴う河川管理者との協議や、箱根湯本ホテルと道路拡幅に関する協議を行っております。引き続き地元自治会等への説明会を実施するなど、事業着手へ向け取り組んでまいります。

神奈川県が管理しております、県道湯本・元箱根線につきましても、狭小幅員箇所も多いことから、歩行者の安全確保のため、拡幅改良について引き続き要望してまいります。

9. 空き家対策

9-1 空き家バンク周知の推進について

9-2 既存建築ストックの有効活用について

【回答】

町では、平成28年11月から宅建協会と連携し、「箱根町空き家バンク」制度を創設しており、平成30年10月からは空き家バンク登録物件を対象としたリフォーム補助制度の対象範囲を賃貸にも広げたほか、補助額も対象額の2分の1（上限50万円）と増額いたしました。

これまでリフォーム補助の申請はなかったものですが、令和2年度については、すでに2件の申請を受理したほか4件の相談を受けている通り、徐々に制度が浸透しております。

町内の空き家の件数は増えていると思われませんが、所有者の意識の希薄化等により、空き家バンクの登録など利活用に至らず、放置されている空き家も多く存在しているのが現状であります。

今後についても、空き家所有者への積極的なアプローチや固定資産税納税通知書に空き家バンクについての紹介チラシ等を同封するなど、空き家の減少に向けて制度の周知を図っていくとともに、空き家の有効活用に向け、民間事業者とも協力し、物件情報を積極的に提供してまいります。

また既存建築ストックの活用については、まずは建物の安全性を適切に確保する必

要があることから、耐震診断・耐震改修にかかる費用に対し補助金を交付しておりますが、今後も建物の有効活用に向け、空き家の適切な維持管理、流通、利活用等を推進し、既存建築ストックの有効活用を図れるよう、ニーズに合った施策を調査研究してまいります。

○地域資源

10. 小田原・箱根木製品の販路開拓事業等の継続支援について

【回答】

本町が誇る伝統工芸品「箱根寄木細工」は、これまでも県内外の観光展等でのPRのほか、職人とともに各種イベントに出向き、実演・販売を通じて販路開拓に努めてきた効果もあり、国内外問わずその技術力の高さが再認識されている状況にあります。こういった中であって、本町ではセブンイレブン、ファミリーマートとの包括連携協定により、住民福祉の向上、防災対策及び観光振興等に関する3分野において、相互に密接な連携と協力を得ながら地域の活性化を図ることとしており現在、町内各店舗では町が設置した専用ラックで広報はこねや観光パンフレット等の配架に協力いただいているところです。今後においてはこれまで以上に地場産業アピールや販路開拓の拡大につながるよう、関連イベントのチラシやパンフレット等を中心に、店舗における情報発信内容の拡充を積極的に図ってまいりたいと考えております。

一方で、製作過程や職人の技、材質の種類などといった寄木の魅力をまだ十分に世の中に伝えきれていないといった課題があると、町では認識しているところであります。そこで、令和3年度予算において、町が寄木の専用ページを構築し、寄木の歴史等を公式情報として発信するとともに、寄木の製作過程を動画配信して寄木ができるまでが見える化することなどによって、より効果的なPRに積極的に取り組むこととしております。これらによって寄木の魅力の最大化を図り、箱根物産の振興・地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○

○